

埼玉県で
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

みどりの食料システム法※の認定制度(みどり認定)が
スタートしました!

※みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年に制定・施行されました。

みどりの食料システム法の認定制度とは

- 環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する実施計画を知事が認定する制度です。

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

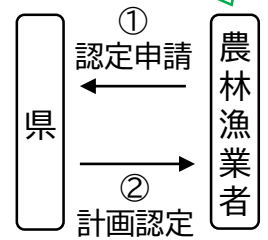
(令和5年9月)

みどり認定を受けてみませんか？

□ みどり認定とは

- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画**を作成し、**県知事の認定**を受けることができます。

個人でもグループでも申請可能です！



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。

(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧はこちら



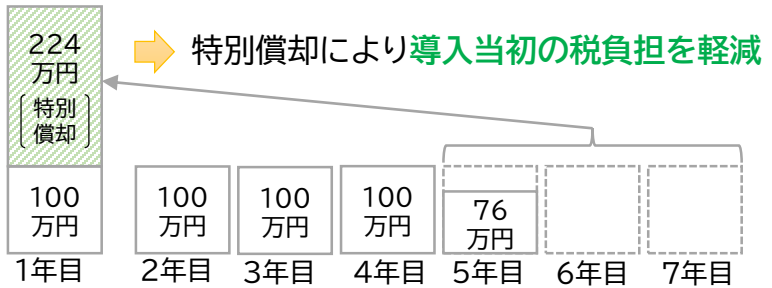
水田用除草機



堆肥散布機

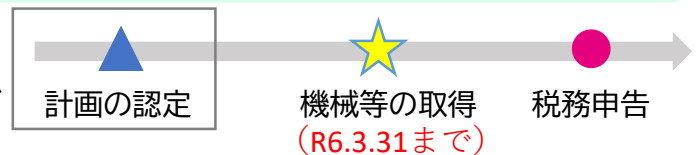
特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

対象の国庫補助事業はこちら

□ お問い合わせ先

さいたま農林振興センター	048-822-2492	本庄農林振興センター	0495-22-6156
川越農林振興センター	049-242-1808	大里農林振興センター	048-523-2812
東松山農林振興センター	0493-23-8532	加須農林振興センター	0480-61-3404
秩父農林振興センター	0494-24-7211	春日部農林振興センター	048-737-2134
農産物安全課	048-830-4057		